

令和3年度 羽村市学童クラブ 入所申請のしおり

学童クラブとは

放課後、帰宅しても保護者が働いていて家にいない、または病気などの理由で適切な監護を受けることができない児童の健全育成を図るために、一定時間お預かりする施設です。

▶入所の申請方法

令和3年度に入所を希望される方は、必要書類をそろえて、児童青少年課に提出してください（郵送では申請できません）。現在、入所しているお子さんも、継続して入所を希望する場合は、新たに申請が必要です。

【必要なもの（書類に不備がある場合は、受付できません）】

①入所申請書（申請書は児童1人につき1枚必要）

※入所申請できる学童クラブ名は、最終ページをご覧ください。

②勤務証明書（父親・母親、同居する65歳未満の祖父母、兄弟等）

※入所申請時点で証明日が3か月以上過ぎている場合は、無効となります。審査は、利用希望月時点の勤務状況を参考にしますので、利用希望月までに退職する場合は無効となります。

※学童クラブの勤務証明書は保育施設等の利用申請に併用することができますのでお申し出ください。

③就労以外の要件に該当するかを確認するための書類（身体障害者手帳や診断書等の写し）

④印鑑（3ページの育成料の免除要件に該当する方のみ）

★②と③は1世帯各1部の提出でかまいません。

【受付場所】 市役所西庁舎2階 ⑤児童青少年課窓口

【受付時間】 午前8時30分～午後5時 ※7日と14日の月曜日は午後8時まで

【受付期間】（先着順ではありません）

4月1日入所…**令和2年12月1日(火)～14日(月)**（この期間中は、午前11時45分から午後1時を除き、土曜日でも受付します。）

※この期間を過ぎた場合は、順次受付をし、期間を区切って入所を判定していきます。5月以降に入所を希望する方は、できるだけ4月に入ってから申請をお願いします。

5月以降入所…入所希望月の前月20日（土・日曜日、祝日に重なった場合は前日）までに申請が必要

※学童保育が必要な月よりも前の月に入所することは、原則できません。（例：夏休みのみ学童保育が必要なだが、4月に入所する）

※現在、在籍中で学童クラブ育成料の滞納がある場合は、入所申請までに納付してください。

▶入所できる児童

市内在住および小学校に在籍する 1 年生から3年生までの児童（すでに入所中で、加配をつけている障害児については、4年生以降も入所できる場合があります。）で、父母等が次のいずれかの事情により、放課後帰宅しても、家庭において十分な支援が受けられない児童。ただし、著しく心身に障害のある児童、または感染症等の病気中の児童は入所できません。

- (1) 居宅外で働いている場合（週3日以上、かつ1日あたり4時間以上が最低基準）
- (2) 居宅内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている場合（自営業、内職）
- (3) 妊娠中または出産後間がない場合（出産の前後2か月程度）
- (4) 病気やケガまたは心身に障害がある場合
- (5) 長期にわたって、病人や心身に障害のある親族の看護等に当たっている場合
- (6) 資格取得等のため通学する場合（週3日以上、かつ1日あたり4時間以上が最低基準）
- (7) 上記に掲げる事情の他、児童の支援ができない特別な事由がある場合

※ 上記（3）～（7）の理由で申請する場合は、その理由が確認できる証明書類が必要になります。必要な書類については、児童青少年課までお問い合わせください。

※ 障害のある児童については、加配の職員体制を整えることもできますので、申請受付時にご相談ください。

▶運営指導内容

学童クラブでは、子どもたちがのびのびと生活でき、共同生活の中から社会の一員として必要な生活習慣を身につけるよう支援しています。

○開所日および時間

| | |
|-----------|-----------|
| 平日 | 下校時～午後6時 |
| 土曜日 | 午前8時～午後6時 |
| 春・夏・秋・冬休み | 午前8時～午後6時 |

※開所時間の延長を希望する場合は、最長午後7時まで開所します（育成料とは別に、別途延長育成料がかかります。）。

※午後7時までにお迎えが間に合わない場合は、羽村市社会福祉協議会が実施している「ファミリー・サポート・センター事業」をご利用ください。

問合せ：羽村市社会福祉協議会（電話042-554-0304）

○休所日

| |
|---------------------------|
| 日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日） |
| その他、特別に休所する場合は、事前に連絡します。 |

▶費用の負担

【育成料】 1か月 4,000円/1人

【延長育成料】

月単位で利用する場合…1か月 1,500円（利用月の前月末までに申請が必要。）

1回毎に利用する場合…1回 200円（回数の上限設定はありません。）

※育成料の納付は、できる限り口座振替による納付をお願いします。口座振替依頼書は入所承認通知と一緒に同封します。届き次第、お早めに金融機関でお申し込みください。

【おやつ代】 1か月 1,500円/1人（現金で学童クラブへお支払いいただきます。）

〈育成料の減免について〉

①同一世帯で2人以上の児童が入所している場合、上のお子さんは、月額 2,500 円になります。(兄・姉⇒2,500 円/弟・妹⇒4,000 円)

②生活保護世帯や令和2年度の区市町村民税が非課税世帯の場合は、免除の対象になります。また、婚姻歴のないひとり親家庭の場合も、対象になる場合がありますので、ご相談ください。

③月の全日数欠席することを前月末までに届け出た場合も、免除の対象になります。(ただし、入所した月については、原則免除になりません。)

※上記いずれかに該当する場合は、学童クラブ育成料減免申請書を提出してください。提出がない場合は、減額または免除されませんので、ご注意ください。

※育成料が減免になった場合でも、おやつ代については、お支払いいただきます。(欠席の届け出をした場合を除く。)

▶入所の承認について

提出された申請書類を参考に、保護者の勤務の実態や児童の状況等を審査し、支援の必要性の高い児童から入所を承認します。審査後、入所承認・不承認・保留通知書を郵送します。(4月入所に関する入所承認等の通知書は、2月上旬から発送する予定です。)

※学童クラブの入所については、年度毎に申請が必要です。前年度入所していた児童が必ずしも入所できるとは限りませんので、ご承知おきください。また、児童1人ずつを承認しますので、必ずしも兄弟が同時に入所できるとは限りません。

▶入所説明会について (入所の承認を受けた方)

4月からの入所が決定した方への説明会は、各学童クラブで3月初旬の土曜日に行います。詳しい日程につきましては、入所承認通知書の発送と一緒にお知らせします。職員の紹介や、学童クラブのきまりなどを説明しますので、継続入所の方も、必ずご出席ください。

※当日はできるだけ保護者のみの出席をお願いします。

※5月以降に入所する方への説明会は、随時行います。

▶入所後のお願い

○学童クラブでは、児童の送迎は行いませんので、保護者の責任で登降所をお願いします。

○次のような場合は、学童クラブを利用することはできません。

- ・ 仕事が休み等で、保護者が家にいる時
- ・ 「買い物に行くから子どもを預けたい」「子どもが家にいると大変だから」などの理由
- ・ お子さんの体調が悪い時
- ・ 学校が学級閉鎖の時
- ・ お子さんが感染症の病気等(学校保健安全法19条に該当する病気)にかかった時

学 童 ク ラ ブ 一 覧

| No | 名 称 | 所 在 地 | 小学校 | 電話番号 |
|----|---------------------|---|-----|----------|
| 1 | 奈 賀 学 童 ク ラ ブ | 羽村市羽中3-6-19 (中央児童館内) | 東・西 | 554-7542 |
| 2 | 東 学 童 ク ラ ブ | 羽村市羽東2-13-22 | 東 | 554-7568 |
| 3 | 松 林 学 童 ク ラ ブ | 羽村市富士見平2-10-3 | 松林 | 554-7790 |
| 4 | 小 作 台 学 童 ク ラ ブ | 羽村市小作台5-28-3 (西児童館内) | 小作台 | 554-3167 |
| 5 | 武 蔵 野 学 童 ク ラ ブ | 羽村市神明台3-30-2 (東児童館内) | 武蔵野 | 578-2187 |
| 6 | 武蔵野第二学童クラブ | 羽村市神明台3-29-3 (都営神明台三丁目アパート 7号棟1階) | 武蔵野 | 554-9223 |
| 7 | 富 士 見 学 童 ク ラ ブ | 羽村市緑ヶ丘2-12-12 | 富士見 | 555-5055 |
| 8 | 富士見第二学童クラブ | 羽村市緑ヶ丘2-12-12 | 富士見 | 555-5055 |
| 9 | 栄 学 童 ク ラ ブ | 羽村市栄町1-11-8 | 栄 | 579-0876 |
| 10 | 栄 第 二 学 童 ク ラ ブ | 羽村市栄町1-11-8 | 栄 | 579-0876 |
| 11 | 小 作 台 第 二 学 童 ク ラ ブ | 羽村市小作台5-17-4 | 小作台 | 555-8071 |
| 12 | 西 学 童 ク ラ ブ | 羽村市羽西1-16-13 | 西 | 554-9991 |

※奈賀・東・西学童クラブ、小作台・小作台第二学童クラブ、武蔵野・武蔵野第二学童クラブの入所区域については、別紙「位置図・入所区域図」を確認してください。入所申請できる学童クラブは、住所または在籍している小学校によって決められています。

問 合 せ

羽村市子ども家庭部児童青少年課
〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1
電話 042-555-1111 (内線 262~265)

